

No.	改定箇所	改定前 令和5年5月26日改定細則	改定後 令和5年9月1日改定細則
1	<p>第十七条 主催・共催・協賛・後援・学会HPでの告知掲載依頼、会員メールによる告知配信依頼 等</p>	<p>1. 当法人が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱に関して必要な事項を定める。</p> <p>2. この細則における用語の定義は、次の通りとする。</p> <p>1)「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。</p> <p>2)「共催」とは、当法人を含む複数の学協会が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。</p> <p>催しの企画段階から、共催各学協会間で内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。</p> <p>共催学協会の会員は同等の資格と条件により当該催しに参加できるものとする。</p> <p>開催の主体が当法人を含む複数の学協会であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛または後援に比べ、その催しへの当法人の関与の度合いが強い。</p> <p>3)「協賛」とは、他の学協会が開催の主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、支援することをいう。</p> <p>主催学協会が企画から実施までの全ての責任を負うもので、当法人は協賛学協会とし名義使用の承認を行うものとする。</p> <p>後援とほぼ同義であるが、後援とは異なり、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。</p> <p>後援に比べて、その催しへの当法人の関与の度合いが強い。</p> <p>4)「後援」とは、他の学協会が開催の主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、支援することをいう。</p> <p>支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。</p> <p>3. 当法人が催しを主催、共催または協賛する場合には、定款第二章(目的及び事業)に副っていることを確認し、個別に判断する。</p> <p>4. 他の学協会等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援名義等の使用について承認の依頼があった場合には、次に掲げる基準に基づいて、個別に判断する。</p> <p>1)医薬品情報学に関する教育・研究、技術の向上に寄与するものと認められること</p> <p>2)公益性があると認められること</p> <p>3)営利を目的とせず、特定企業等の宣伝等、少数者の利益のみを目的としていないと認められること</p> <p>4)対象となる学協会は、原則として公的学術団体、公的職能団体および官公庁等、またはこれらに準ずるものであること</p> <p>5)当法人会員にとって有益であると認められること</p> <p>6)当法人の目的および事業に照らし、特に必要性が高いと認められること</p> <p>7)その運営方法が、公正であると認められること</p> <p>5. 当法人が催しを主催する場合には総会において承認を得る。また、共催、協賛または後援する場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出を当法人宛に受け、理事会において依頼文書に基づいて実施の可否を決定するものとする。そして、その催し等の主催者に対して理事長名で結果を通知するものとする。</p>	<p>1. 当法人が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」、「後援」または「学会HPでの告知掲載依頼、会員メールによる告知配信依頼」の取扱に関して必要な事項を定める。</p> <p>2. この細則における用語の定義は、次の通りとする。</p> <p>1)「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。</p> <p>2)「共催」とは、当法人を含む複数の学協会が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。</p> <p>催しの企画段階から、共催各学協会間で内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。</p> <p>共催学協会の会員は同等の資格と条件により当該催しに参加できるものとする。</p> <p>開催の主体が当法人を含む複数の学協会であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛または後援に比べ、その催しへの当法人の関与の度合いが強い。</p> <p>3)「協賛」とは、他の学協会が開催の主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、支援することをいう。</p> <p>主催学協会が企画から実施までの全ての責任を負うもので、当法人は協賛学協会とし名義使用の承認を行うものとする。</p> <p>後援とほぼ同義であるが、後援とは異なり、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。</p> <p>後援に比べて、その催しへの当法人の関与の度合いが強い。</p> <p>4)「後援」とは、他の学協会が開催の主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、支援することをいう。</p> <p>支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。</p> <p>5)「学会HPでの告知掲載依頼、会員メールによる配信依頼」とは、他の学協会が開催の主体となる催しについて、当法人がその趣旨に賛同し、当法人のHPにて告知の掲載または、会員宛での広報メールにて配信することをいう。</p> <p>3. 当法人が催しを主催、共催または協賛する場合には、定款第二章(目的及び事業)に副っていることを確認し、個別に判断する。</p> <p>4. 他の学協会等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援名義の使用、学会HPでの告知掲載、会員メールによる告知配信について依頼があった場合には、次に掲げる基準に基づいて、個別に判断する。</p> <p>1)医薬品情報学に関する教育・研究、技術の向上に寄与するものと認められること</p> <p>2)公益性があると認められること</p> <p>3)営利を目的とせず、特定企業等の宣伝等、少数者の利益のみを目的としていないと認められること</p> <p>4)対象となる学協会は、原則として公的学術団体、公的職能団体および官公庁等、またはこれらに準ずるものであること</p> <p>5)当法人会員にとって有益であると認められること</p> <p>6)当法人の目的および事業に照らし、特に必要性が高いと認められること</p> <p>7)その運営方法が、公正であると認められること</p> <p>5. 当法人が催しを主催する場合には総会において承認を得る。また、共催、協賛、後援または、学会HPでの告知掲載、会員メールによる告知配信を承認する場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書の提出を当法人宛に受け、理事会において依頼文書に基づいて実施の可否を決定するものとする。そして、その催し等の主催者に対して理事長名で結果を通知するものとする。</p>